

## 市政のひろば 主な内容

|                     |     |                  |       |
|---------------------|-----|------------------|-------|
| 特別定額給付金に関するお知らせ     | 2   | ご存知ですか?福祉医療費助成制度 | 12,13 |
| 津島市民病院の診療科のご案内      | 4,5 | 令和2年国勢調査員を募集します  | 21    |
| いつ来るか分からない災害に備えましょう | 8,9 | ほんのひととき          | 28    |
| 市職員採用候補者募集          | 10  | 院長コラム            | 30    |
| 市・県民税のお知らせ          | 11  | 私のカルテ            | 31    |

## 行政 & 暮らしの情報



お知らせ

マイナンバーに関する  
通知カードの発行廃止と  
その後の通知について

総務省は、マイナンバーを知らせる紙製の「通知カード」の発行を廃止しました。

これ以後、マイナンバーの通知は、個人番号通知書(マイナンバー、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日等が記載された書面)を送付する方法により行います。

問合せ 市民課市民戸籍G  
☎24-11112

### レジ袋有料化について

7月1日(水)から、全国一律でプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の有料化がスタートします。

海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的です。マイバッグを常時持参するなどして、レジ袋削減にご協力ください。

問合せ 清掃事務所 ☎26-42288



### ごみの分別排出について

集積場へのごみ出しについて

必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出してください。

ごみの分別について

最近、可燃ごみへのびん・空き缶などの不燃物混入が見受けられます。

また、プラスチック製容器包装の分別を、理解していない排出も多く見受けられます。プラスチック製容器包装(青袋)は、♻️(リサイクルマーク)が付いているプラスチック製容器が収集対象です。「津島市家庭ごみと資源の分け方と出し

方」を参考に、間違いのないように出してください。

### 処理困難物について

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球、自動車部品等の処理困難物については、清掃事務所までお尋ねください。

### 一時的な多量のごみについて

ご家庭から一時的に多量のごみが出る場合は、1回につき5袋程度で、数回に分けて出してください。か、鹿伏兎処分場で許可証発行後に、焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入をお願いします。

一度に、多量のごみを出されると、ごみの収集に支障をきたすばかりか、トラブルともなりかねません。

このような場合は、清掃事務所にご相談ください。

※分別が間違っているごみは、収集されません。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター(☎31-32884)へお尋ねください。

問合せ 清掃事務所 ☎26-42288



## 中身が入ったスプレー缶・カセットボンベの排出について

スプレー缶・カセットボンベの収集については、使い切り穴を開けて出すようお願いしています。

穴を開けていないスプレー缶・カセットボンベを排出すると、収集車の火災が発生するなど非常に危険です。

しかし、各ご家庭にはどうしても使い切れない、中身が残ったスプレー缶・カセットボンベもあると思います。

それらを回収するため、6月、11月の有害ごみ収集時に、専用のカゴ(赤色)を用意します。

また、市役所、神守支所、神島田連絡所、保健センターにも随時持ち込めるように専用のカゴを配置しています。

### 注意事項

通常の資源ごみ回収でスプレー缶等を出す場合は、必ず使い切り穴を開けて排出してください(厳守)。

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228



## 津島市交通事故多発警報発令等に関する要綱を施行しました

交通事故根絶に向けた取り組みを一層推進するために、令和2年4月に交通事故多発警報等に関する要綱を津島警察署管内3市1町(津島市、愛西市、あま市、大治町)で同時施行しました。

市内において、30日以内に交通事故死亡事故が2件以上発生した場合等に、「津島市交通事故多発警報」を発令し、市民に交通事故に対する注意喚起をするとともに、警察等関係機関と協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通事故の抑止を図ります。

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-90208

## 令和2年度男女共同参画週間 キャッチフレーズの決定

6月23日(火)～29日(月)

『そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。』

『ワクワク・ライフ・バランス』

津島市は、一人ひとりが個性と能力を発揮していきいきと暮らせるまちを目指しています。

### パネル展示

日時 6月23日(火)～29日(月)

午前8時30分～午後5時15分  
※ただし、初日は午前10時から、最終日は正午まで

場所 神守支所

問合せ 人権推進課人権同和男女参画G ☎55-90364

## リサイクルのお知らせ

6月13日(土)から、図書館で使われなくなった本のリサイクルを行いますので、ご利用ください。なくなり次第終了します。一人5点まで。

場所・問合せ 市立図書館 ☎25-2145

## 読書感想文の課題図書

小学生から高校生までを対象にした、読書感想文の課題図書がそろいました。本年度より、貸出開始日から1週間の貸出とさせていただきます。

貸出期間 6月1日(月)～9月6日(日)

貸出日数 8月31日(月)までは1週間以内。9月以降は2週間以内。

※分室(生涯学習センター・神島田公民館)に課題図書は置いていません。予約をしてお取り寄せください。

問合せ 市立図書館 ☎25-2145

## 令和3年津島市成人式

日時 令和3年1月10日(日) 午前11時～正午(10時15分から受付開始)

場所 文化会館大ホール

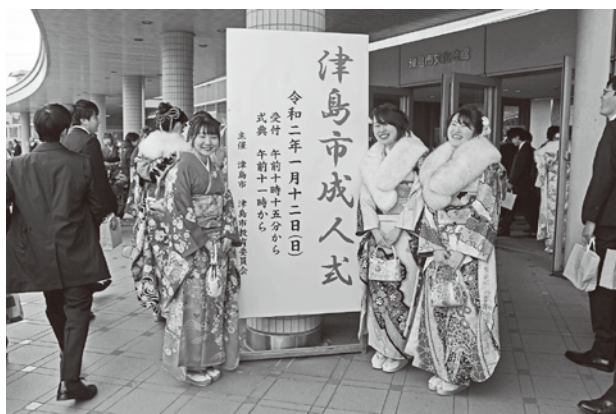
対象 平成12年4月2日～13年4月1日生まれの方

### その他

・該当する方には、12月上旬に案内状を送付します。

・他市町村の成人式へ参加を希望する方は、該当の市町村役場等へお問い合わせください。

問合せ 社会教育課生涯学習G ☎55-9421



## 津島市青少年体験活動ボランティア活動支援センターからのお知らせ

青少年の健全育成のため、様々な自然・社会体験やボランティア活動の相談、情報提供をしています。

日時 市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分

場所 社会教育課内

問合せ 市青少年体験活動ボランティア活動支援センター(社会教育課生涯学習G内) ☎55-9421

## 防ごう「障がい者虐待」

平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されています。

この法律では、家庭や施設、勤務先などで、障がい者虐待を発見した人は、市に通報することが義務付けられています。

### 対象となる障がい者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他心身の機能に障がいがある方等（障害者手帳をもっていない方も含みます）

### 障がい者虐待の種類

**身体的虐待** 障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。正当な理由なく、身体を拘束すること。

**性的虐待** 障がい者にわいせつなことをすること。わいせつな行為をさせること。

**心理的虐待** 障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

**放棄・放任** 食事、入浴、洗濯、排せつの世話をしないなど、障がい者の心身の状態を悪化させること。

**経済的虐待** 本人の同意なしに財産、年金、賃金を使うこと。障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

**問合せ** 津島市障がい者虐待防止センター  
(福祉課福祉G内)

☎24-1115 FAX 24-1138

## 知っていますか 障害者差別解消法

平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されています。対象となる障がい者は「障害者虐待防止法」と同じです。

この法律では、行政機関と民間事業者に対して「障がい理由とする差別」の禁止として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を求めています。

### 「不当な差別的取扱い」とは

障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したりすること。

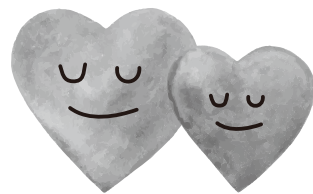
### 「合理的配慮の不提供」とは

障がい者が生活する上での障壁を取り除く配慮を求めても、対応しないこと。

障がいを理由とする差別については、下記へご相談ください。

**問合せ** 福祉課福祉G

☎24-1115 FAX 24-1138



## 家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

**対象** 次のすべてに該当する方

- ・市内に居住している方
- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満であつて特定疾病に該当する場合を含む)を自宅で介護している家族の方

**支給品目** 紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シーツ、ウエットティッシュ、口腔ケア用品(上限年間6万円相当分)

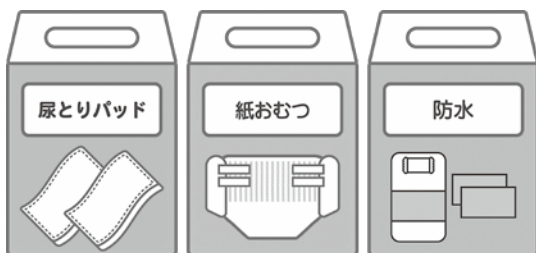
**実施時期** 8月

**申込** 6月1日(月)～12日(金)に直接左記

(土・日曜日は除く)。

**問合せ** 高齢介護課長寿福祉G

☎24-1118



## シルバー人材センターからのお知らせ

### 庭木剪定の抽選申込

今年から申込方法が変わり、抽選で決定する方法になりました。

**対象月** 9月～翌年1月

対象月以外の月は随時受付(8月を除く)

**料金** 作業代・機械代・枝葉搬出代等がかかります。

**申込** 6月10日(水)～30日(火)午前9時～午後5時(土・日曜日は除く)に電話または直接左記へ。

※結果は7月15日(水)以降に随時ご案内します。

**その他** 天候等により作業が遅れることがあります。また、作業内容によってはお断りする場合があります。

### 草刈機取り扱い講習会

**対象** 市内在住の60歳以上の方

**日時** 6月17日(水)午前9時～11時(雨天の場合は、6月18日(木))

※詳細は、電話で左記へ。

**問合せ** (公社)津島市シルバー人材センター(総合保健福祉センター内)

☎2688448

## 狭あい道路の整備について

幅員4メートル未満で市道認定された道路(狭あい道路)は、日常生活における車両の通行や緊急時の避難通路の確保が困難になるなどの支障をきたしています。

市では、こうした狭あい道路の解消に向けて取り組みを行っています。

**概要** 狭あい道路の中心線から2メートル後退した土地を、分筆して市に寄附していただいた場合最大25万円を助成します。

## 助成金制度・報償金制度

|     | 後退支障物件の除却等助成金                  | 測量・分筆助成金    | 報償金        |
|-----|--------------------------------|-------------|------------|
| (1) | あり<br>(助成金対象経費の1/2以内で上限25万円まで) | あり<br>(隅切り) | あり<br>(用地) |
| (2) | あり<br>(助成金対象経費の1/2以内で上限25万円まで) | なし          | なし         |
| (3) | なし                             | なし          | なし         |

そのほか隅切り部分の寄附や支障物の除却についても、一定の条件を満たす場合に助成します。

詳細については、左記へご相談ください。

**問合せ** 都市計画課建築G

☎ 55-93357



## 耐震診断・耐震改修・ブロック塀撤去等補助制度のご案内

昭和56年5月以前に建築(着工)された建物は、地震に対する安全性、耐震性が不足している可能性があります。また、ブロック塀等は、地震が発生した際に倒壊するおそれがあります。

市では住宅の耐震診断・改修や、道路に面したブロック塀等の撤去に対して、下表のとおり補助制度を設けています。大地震はいつ発生するかわかりませんが、これらの制度を活用して、お住まいの安全性を確保してください。

**募集締切** 10月30日(金)

**申込・問合せ** 都市計画課建築G

☎ 55-93357

| 種類                  | 対象   | 限度額   | 予定戸数 |
|---------------------|--|---|------|
| 民間木造住宅<br>無料耐震診断    | 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅(在来軸組構法および伝統構法の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅)  |   | 25戸  |
| 木造住宅<br>耐震改修費<br>補助 | 津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けた住宅のうち、①～③を満たすこと<br>①診断結果による判定値が1.0未満であること<br>②改修後の判定値が1.0以上になること<br>③補強工事による判定値の加算が0.3以上であること               | 100万円<br>(1戸あたり)  | 5戸   |
| 民間<br>木造住宅<br>除却費補助 | 前年度までに津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けた住宅のうち、①～③を満たすこと<br>①耐震診断による判定値が0.7未満(もしくは評点60点未満)であるもの<br>②過去に耐震改修費補助金を受けていないこと<br>③特定空家等および不良住宅でないこと | 建物除却費<br>の23%(限度<br>額20万円)<br>(1戸あたり)                   | 5戸   |
| ブロック塀等<br>撤去費補助     | 市内にあるブロック塀(レンガ、石等の組積造を含む)のうち、①～③を満たすこと<br>①市が指定する避難所もしくは道路との境界から2メートル以内にあること<br>②倒壊のおそれがあること<br>③道路からの高さが1メートル以上であること          | 撤去するブ<br>ロック塀等<br>の壁面1㎡当<br>たり1万円を<br>乗じた額(限<br>度額10万円) | 10件  |

その他、非木造住宅耐震診断、耐震シェルター・防災ベッド設置にも補助制度があります。詳しくは、問い合わせ先までお尋ねください。

## 農地の借受希望者および貸付希望者の申込について

公益財団法人愛知県農業振興基金では、農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する農家から機構が農地を借り入れ、公募に応募していただいた受け手（借受希望者）に貸し付けることで、農地の集約化や農家の規模拡大等を図るものです。

農地の借り受け、貸し付けを希望する方は左記のとおり申し込みください。

なお、農地の貸し付けには、諸々の条件があり、ご希望とおり貸し付けできない場合もあります。

### 募集期間 随時

**申込** 市産業振興課農政GまたはJAあいち海部・JA海部東へお申し込みください。

**問合せ** 産業振興課農政G

☎55-966500

愛知県農地中間管理機構

☎052-951-3288



## 生産緑地地区の変更にに関する都市計画案の縦覧

生産緑地地区の変更にについて、都市計画案の縦覧を行います。

**縦覧期間** 6月15日(月)～29日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日を除く)

**縦覧場所** 都市計画課

**その他** 市民や利害関係のある方は、縦覧期間中、市に対し意見書を出すことができます。なお、窓口までお越しできない方は、市ホームページでも縦覧できます。

**問合せ** 都市計画課都市計画G

☎55-96627

## 家計調査にご協力ください

家計調査は、毎月、総務省統計局が都道府県を通じて行っている調査です。

この調査は、私たちの暮らし向きを家計の面からとらえるもので、一定の統計上の抽出方法に基づき選定した世帯に家計簿をつけていただき、その集計結果は経済政策や社会政策の基礎資料等として活用されている重要な調査です。

調査員がお宅に伺いましたときは、ご協力をお願いします。

なお、回答していただいた内容は、統計法により保護されます。

**問合せ** 愛知県県民文化局県民生活部統計課物価・消費統計G

☎052-954-6104

## 犬猫のフンで困っている方がたくさんいます

散歩中に出たフンは、必ず持ち帰って処分しましょう。「飼犬を伴う散歩に関する条例」では、飼い主の義務を定めています。

- ・公共の場所を犬のフンで汚さない。
- ・犬のフンを処理するための袋などを携帯すること。

また、猫は家の中で飼育し、近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

**犬の登録と狂犬病予防注射は、狂犬病予防法による飼い主の義務です**

・生後91日以上の犬は、登録を受けること。

・狂犬病予防注射は、毎年受けること。  
飼犬の鳴き声が近隣に迷惑をかけることがある場合があります

無駄に吠えたりしないようにしつけをしましょう。しつけに関する相談は、愛知県動物愛護センター(☎0586-78-2595)へ。

飼い主として責任を持ちましょう。

**問合せ** 生活環境課環境保全G

☎55-96608



## 家庭ごみに対する新型コロナウイルス感染症対策

### 家庭ごみの出し方について

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらつしやる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等の可燃ごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

また、空きびんや空き缶等の資源ごみを捨てる際は、念のため一週間程度保管してからお出しただくか、よくすすいでからお出しください。

※物の表面について新型コロナウイルスは、3日程度で感染力がなくなるとされています。

### ごみ集積場における立ち当番について

ごみ集積場での立ち当番の方については、ごみを排出する市民の方と立ち当番の方が出来るだけ接触することのないように間隔を十分に空けるとともに、マスクや手袋を着用し、ごみに直接触れないなど、注意して作業にあたってくださいますようお願いいたします。

**問合せ** 清掃事務所 ☎26-42200

## 生活支援相談窓口からのお知らせ

生活支援相談窓口は、市役所1階南東(宿直室隣)で開設しています。

生活についての困りごとや将来についての不安を抱えている方に、どのような解決方法があるか一緒に考え、安心した生活が送れるような取り組みを行っています。

まずは、困っていることを何でもご相談ください。内容によっては、専門的な機関を紹介します。なお、家族や周囲の人からのご相談も受け付けています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金でお困りの方々に向けた、緊急小口資金(特例貸付)や住居確保給付金等の相談受付も行っていきます。

問合せ 生活支援相談窓口

☎24-1111

## 各融資制度のご案内

## 小規模企業等振興資金

中小企業者を対象とした運転資金、および設備資金を融資する制度です。ただし、新規開業者は対象外です。

## 通常資金

融資対象 従業員50人(商業・サービス業30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人

限度額 5000万円

## 小口資金

融資対象 従業員20人(宿泊業および娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人など

限度額 2000万円(既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)

受付窓口 市内取扱金融機関、津島商工会議所

納税状況の確認 所得税(法人の場合は法人税)、事業税、県民税、市民税を確認します。

※各融資資金には必要な書類がありま

すので、相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口・問合せ 愛知県信用保証協会

☎0120-454-754

## くらしを育てる資金融資制度

教育に係る資金、医療・介護に係る資金、出産育児に係る資金、自動車に係る資金を必要とする市民を対象とする融資制度です。

限度額 300万円

融資期間 要件別により金融機関の定めるとおりとなります。

## 勤労者等住宅資金融資制度

市内に居住する勤労者等に対する、住宅の新築、購入、増改築等の資金、分譲住宅(マンションを含む)および中古住宅の購入資金、住宅用地の購入資金(2年以内に住宅建築予定のものに限る)のための融資制度です。

限度額 3000万円

融資期間 35年以内

※各制度には、各種融資条件があり、取扱金融機関において融資の審査が行われます。

問合せ 東海労働金庫津島支店

☎25-1151

## 募集

海部地区環境事務組合職員  
(令和3年度採用)

募集職種 技術職(機械、電気、化学)

試験日 6月28日(日)

※なお、受験資格等については、試験要領で確認してください。6月1日(月)から左記で配布します。組合ホームページからも入手できます。

受付期間 6月1日(月)~15日(月)(必着)

申込 申込書に必要事項を記入し、関係書類を添えて直接または郵送で左記へ。

問合せ 海部地区環境事務組合総務課

〒496-0071

新開町2丁目212番地

☎28-3810

☎http://www.atkankyo.or.jp

## 「納付書等郵送用封筒」広告

市税・保険料等(納税通知書用および通知書用の2種類)の郵送封筒裏面に広告を掲載していただける企業等を募集します。

募集期間 6月1日(月)~19日(金)

問合せ 財政課管財営繕G

☎55-9616

## 不法就労・不法滞在防止にご協力を！

日本に住む不法滞在者は令和元年7月1日現在で約7万9013人であり、昨年と比べ約4846人の増加となっています。こういった不法滞在者の不法就労を斡旋するブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。

警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取り締まりを強化していきます。

## 事業主のみなさんへお願い

外国人を雇用する場合は、適法に働くことができるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書(希望する外国人に交付される)等のコピーではなく、実物で在留資格、在留期間等を確認してください。

問合せ

【来日外国人に関するお問い合わせ】

出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904(IP電話・PHSからは03-5796-7112)

## 【不法滞在情報等事件情報】

津島警察署警備課 ☎24-0110

# 令和2年国勢調査員を募集します

国勢調査は、令和2年10月1日現在、日本国内に住むすべての人と世帯が対象の統計調査で、その調査員を募集します。

**任命期間** 令和2年8月上旬～11月上旬(予定)  
**主な仕事内容**

|          |             |
|----------|-------------|
| 9月上旬     | 担当地域の確認     |
| 9月中旬     | 全世帯へ調査書類の配布 |
| 10月上旬～中旬 | 調査票の回収      |
| 10月中旬～下旬 | 調査書類の提出     |

※地域に偏りなどがあった場合は、調査をお願いできないことがあります。調査をお願いする方については、説明会のご案内を送付する予定です。

## 応募方法等の詳細

市ホームページで確認または下記までご連絡ください。

**問合せ** 企画政策課行政経営G  
 ☎55-9465



## 流域モニタリング一斉調査の参加者

尾張地域・西三河地域・東三河地域水循環再生地域協議会では、河川やため池など身近な水環境に興味を持っていたために、住民による調査を毎年行っています。

**対象** 愛知県民の方(小学生以下は、保護者同伴)

**調査時期** 6月5日(金)(環境の日)～9月30日(水)

**調査内容** 調査マニュアルを使って、参加者が選んだ身近な水辺(河川、水路、ため池など)の「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のよさ」を調べ、結果を報告します。

**申込** 事前に参加申込書(市ホームページまたは左記で配布)を直接、電子メールまたはFAXで左記に提出。  
**問合せ** 生活環境課環境保全G  
 ☎55-93368  
 ☎24-179-1  
 ✉kankyou@city.tsushima.lg.jp

## たなばた会のお知らせ

市立図書館のたなばた会は楽しいことがいっぱい。お友達や家族と一緒に楽しい一日を過ごしませんか。

**日時** 7月4日(土) 午後2時  
**場所** 市立図書館2階大集会室  
**内容** たなばたのおはなし、絵本の読み聞かせ、工作ほか。

  
**催し**

**持ち物** 黒ペン(短冊にお願いごとを書きます)  
**問合せ** 市立図書館 ☎25-2145



## 海部地区小中学校教科書展示会

教科書に対する理解や関心を深めていただくため、教科書を展示します。

**日時** 6月5日(金)～7月1日(水)(土・日曜日は除く)  
 午前9時～午後5時15分  
**場所** 愛西市役所南館  
**問合せ** 愛知県教育委員会義務教育課  
 ☎052-9554-6799

  
**教室・講座**

## 天文・科学工作教室

**日時** 6月20日(土)  
 午後1時30分～午後2時30分  
**場所** 児童科学館

**内容** ゴムの力でひこうきを飛ばそう!  
**対象** 小学生(保護者同伴)  
**定員** 10人(定員になり次第締切)  
**参加費** 無料

**申込** 6月5日(金)～19日(金)の午前9時～午後5時(月曜日は除く)に電話または直接左記へ。  
**問合せ** 児童科学館 ☎24-8743



## 地域の歴史に親しむ歴史講座

**日時** 7月14日(水)  
 午後1時30分～3時  
**場所** わざ・語り・伝承の館  
**講師** 園田俊介氏(市立図書館館長)  
**定員** 30人(定員になり次第締切)  
**申込** 6月15日(月)～26日(金)(ただし、月曜日の午前9時～正午)に電話または直接左記へ。  
**問合せ** わざ・語り・伝承の館  
 ☎28-5311

お知らせ

募集

催し

教室・講座

子育て・健康

スポーツ

全国大会出場

成績発表

栄誉

寄附